

(第6号別紙)

令和4年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和4年7月15日(金) 午後3時00分から午後4時00分まで

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 飯田 毅 市川市立大柏小学校 校長
(12名) 浅原 慎介 市川市立下貝塚中学校 校長
椎名 美幸 市川市立須和田の丘支援学校 校長
松嶋 啓太 千葉県市川警察署生活安全課
鈴木ひとみ 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
富田 勇人 市川市PTA連絡協議会 会長
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長
西村 恵子 市川市こども家庭支援課 主幹
青木 良斗 市川市少年センター 所長
富永香羊子 市川市教育委員会指導課 課長
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
池田 淳一 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 高洲 学 指導課 主幹
植木 昭貴 義務教育課学校安全安心対策担当室 主幹
大林 大介 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹

5 議 題 (1) 市川市いじめ問題対策連絡協議会について
(2) いじめ問題の状況、各学校の取組について
(3) 本市のいじめ問題への取組について
(4) 各機関・団体より

6 そ の 他

○辞令交付

本来であれば、開会前に、辞令交付を行うところだが、新型コロナウイルス感染防止及び時間短縮のため、机上にあらかじめ置いて、委嘱状及び任命状の交付を行った。

(委員 11名)

【義務教育課 池田委員】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、令和4年度第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は、義務教育課の池田と申します。よろしく願いいたします。資料の確認をさせていただきます。

(資料確認) 8点

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの青木所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を青木所長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

【少年センター 青木委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の青木と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は、原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日、傍聴者はおりますでしょうか。

【担当室 植木主幹】

本日の傍聴者はありません。

【少年センター 青木委員】

それでは、令和4年度第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。よろしく願いいたします。

委嘱状及び任命状の交付です。本年度新たに委員に委嘱されました方の辞令につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び、時間短縮のため、机上にあらかじめ置かせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。

【事務局】

なお、千葉地方法務局総務課長の 大城光雄(おおしろみつお)委員は本日所用のため、事務局にご欠席されるとの連絡が入っております。

【少年センター 青木委員】

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。自己紹介をお願いします。（各委員から自己紹介）

【少年センター 青木委員】

それでは、本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」学校安全安心対策担当室よりお願いします。

【担当室 植木主幹】

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。その条例によりいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織で、その1つが本日開催しています、いじめ問題対策連絡協議会です。いじめ防止対策推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。本年度は本日お集まりいただいております委員で、定例会は年間2回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいただきたいと思いますが、様々な立場の皆様からの情報を共有していただきまして、いじめの防止等の対応に生かしていけたらと思います。

今回の条例で設置されたその他の組織について説明をさせていただきます。2つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験者により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら3つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和2年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応していましたが、数年前に本市で発生した「いじめの重大事態」において長期にわたる対応を強いられたことを受け、しっかりした組織を作るべきとの指摘もあり、令和3年度よりこれらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。説明は以上です。

【少年センター 青木委員】

何か質問はございますか。

では次に、「いじめ問題の状況、各学校の取組について」、初めに高洲指導課主幹、よろしく願いいたします。

【指導課 高洲主幹】

では、いじめの状況についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。この資料1の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和3年10月14日に取りまとめられた国の調査による、千葉県データを載せております。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

いじめの認知件数ですが、令和2年度は減少しているものの、年々増加しております。平成23年度と平成24年度の間に大きな数値の変化があります。これはいじめ防止対策推進法施行に伴い、いじめの定義が変わったことが大きな要因と考えられます。これについては、いじめの定義および認知に関して浸透してきたことが要因と考えられます。軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめと認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているところでございます。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも28年度の調査時に基準が一つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも3か月継続していることと、さらにいじめ行為が止んで3か月经っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定されました。27年度と28年度の数値においては大きな差はみられませんが、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約77パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしかからかい、悪口などを言われるいじめが主に行われていることがわかります。小中学校は続いて、仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれるが上位となりました。高等学校については、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるSNS等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際にはさらに件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

【少年センター 青木委員】

続きまして、学校における取組状況等についてお話しいただきます。お一人3分を目安にお願いいたします。

【大柏小学校 飯田委員】

いじめの基本方針をホームページに載せておりますのでご確認ください。

学校としては、いじめは起こってから対処するのは当たり前なのですが、未然防止が大事だという考えのもと、生徒指導の機能を重視した授業、自己存在感を感じられるような授業を展開しております。年間計画に基づいて1学期、2学期にそれぞれ1回ずつ、道徳や学級活動でいじめについて扱っております。

早期発見につきましては、やはり小学生なので、なかなか自分の言葉で伝えられない部分がありますので、担任が丁寧に観察するようにしております。「生活振り返りカード」に毎月1回何か困っていることはないか書かせる機会を設け対応しております。必ず年に2回、6月と11月に担任と面談する機会を作っております。保護者の方が相談しやすいように、月末に1回教育相談日を設定しております。

いじめが発生した場合、事の大小に関わらず、学年主任、管理職に報告する体制はできておりますが、連絡帳を活用し、何かあればすぐに対応、場合によっては管理職立ち合いのもと面談等をして対応しております。幸い被害者が学校に来られないような案件はありませんが、上履き隠しがあったり、悪口が書かれた手紙が自宅に投函されていたりする件がありました。担任を中心にしっかりと対応しており、幸いにも本人がさほど苦痛には感じていないのですが、夏休み明けも引き続き丁寧に見ていきたいと思いません。

【下貝塚中学校 浅原委員】

お手元に本校のいじめ未然防止対策があります。取り組んでいることは道徳で必ず年1回以上いじめを取り上げる授業をしております。悪いことだとは生徒たちは十分に認識しておりますが、実際にやってしまうということも過去にはありましたので、いじめをやらないうちにどうしたらいいか、いじめがあるとどうなってしまうのか、どれだけつらいのかということをお知らせする必要があります。授業で取り組んでいます。子供たち、それぞれによって、思いや感じ方が異なるのでそれも併せて指導しております。

また、年2回教育相談週間を設けて2者面談を実施し、悩み事を聞く中でいじめについても確認をしております。どのクラスにも生活ノートがありますので、気になったことがあれば、担任が確認できるようにしております。いじめの認知があれば、速やかに聞き取りや事実確認をし、指導、謝罪、保護者への連絡という形に繋げております。未然防止、早期の解決をするために組織で対応しております。複雑なケースの場合には、いじめ対策委員会に報告をして対応に当たるようにしております。

【須和田の丘支援学校 椎名委員】

学校いじめ対策基本方針について毎年見直しを行っております。本校の場合、なかなか伝えられない生徒が多いので、どう情報をつかむのかが課題となっております。学期に3回教育相談週間を設け、保護者の方にも投げかけ、ポストを用意してなんでもご相談いただけるようにしております。

昨年11件の報告があがりました。内容は、暴言や感情が昂ったときにツメを立ててしまうなどです。担任が気づき、言われた側、言った側の気持ちを聞き、保護者にも必ず連絡をして対応しております。言っただけではなく、ふわふわ言葉（言われてうれしい言葉）、ちくちく言葉（暴言など）を集めて掲示し、視覚化して心の安定を図るためにも言語化して指導をしております。テレビで使われている言葉などを

子供が何気なく使うことがあります、日常的に丁寧に指導をしております。

【少年センター 青木委員】

次に、「本市のいじめ問題への取組」について、初めに高洲主幹お願いいたします。

【指導課 高洲主幹】

では、資料2をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。

1つ目ですが、別紙のとおり市川市として基本方針、ガイドラインを策定しました。いじめ問題への対応の総合的なものとして、「市川市いじめ防止基本方針」があります。平成27年3月に制定し、令和3年度に一部改訂いたしました。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして「市川市いじめ対応ガイドライン」が令和2年4月に制定されました。

2つ目として、いじめ防止等に係る組織として、3つの対応組織を本市では設置しております。

3つ目としまして主に教育センター、少年センターで行っているものですが、相談窓口を設置しております。1つ目の相談窓口は、ほっとほっと相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設しております。2つ目の相談窓口は、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。また、「悩み相談@いちかわ」というLINEによる悩み相談も行っております。

4つ目としましては、「いじめの認知シート」への報告です。本年度より生徒指導主任会において周知を図り、各学校でいじめと認知をした際に、そのシートへの入力により報告するものです。いじめ発生時の対応において、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図ることとし、各学校での記録や保存、校内での活用を速やかに行うことを目的に作成いたしました。

その他の取組といたしましては、年間数回定期的に生徒指導主任会を開催しております。これは各学校の生徒指導代表の先生方が集まり、いじめや生徒指導に関する情報交換を行う場を設けております。また、各学校に少年センターによる情報モラル教室やネットに関するトラブル防止出張授業等、児童生徒または保護者、教職員に講習を行っております。さらには、主に中学校対象ですが、指導課、少年センターを中心に生徒指導訪問をしております。訪問の際に各学校の状況を聞きながら、指導、助言を行っております。本市の取組としましては以上です。

次に、資料の裏面を見ていただければと思います。いじめに関して現在、様々な対応を行っていますが、現在いじめ問題に関する課題として捉えている件を数点あげさせていただきます。まず、いじめの発見です。これは先程データのもとになる問題行動調査からですが、その中にいじめの発見という調査があります。その中で一番いじめが発見されやすいものが、どの学校種もアンケート調査になっております。アンケート調査は大変有効なものであると考えられる反面、児童生徒自らの申し出に関しましては、小学校では14.1パーセント、中学校では19.8パーセントとかなり低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生に相談することができない、そういう状況が考えられます。これに関しましては、教育相談体制の充実や何でも相談し合える雰囲気

気を作っていくことが大事ではないかと思われます。

2つ目はいじめの認知です。いじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津市で起きた痛ましい事件です。学校で行われたと思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害の生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知がされていないのではないかと、学校によってはいじめの認知件数には差があることも伺えますので、この定義について、各学校に周知していきたいと思っております。

3つ目は、初期対応です。いじめは初期対応がかなり重要なウェイトを占めており、初期対応を間違えた、うまくできなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、保護者へのアプローチ等を速やかに行うことが大事であり、この点に課題を感じております。

4つ目は組織対応です。いじめに関してましては、組織で判断し、組織で対応するという事になっておりますが、教員が一人で抱え込んでしまう、大きくなりからと判断し、担当の先生に任せてしまう、そのようなこともあるのではないかと思っております。

最後に保護者対応です。保護者対応につきましては、特に事実が正確に伝えられていない、被害者側には連絡し、加害者側には連絡されてないなど、対応にちぐはぐさが生じて、解決に時間がかかり、学校もそれに対してさらに労力を費やすことになってしまいますので、いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと学校に周知していきたいと考えております。以上です。

【PTA 富田委員】(意見)

いじめの発見とか、どこまでがいじめかとか難しいところがあると思いますが、まずは予防することが大事なのかなと思います。市で取り組んでいる学校支援実践講座が非常に効果的だと思いますので、もっともっと普及させていきたいと思っております。子供たちがなんでも話してくれるので、早期発見にもつながるのと思っております。市をあげてもっともっと普及して欲しいと思っております。

保護者対応に関してですが、自分の子は悪くないという保護者が多くて、保護者同士だとけんかになってしまったり、かえって事が大きくなる場合があります。ですので、誰かが間に入ることが大事だと思います。子供たち同士では終わっていることも多いので、子供もその場に一緒にいる方が、結果的に話がおさまっていくと思います。保護者の対応は慎重にやらないと、かえって事が大きくなってしまおうと思いました。

【少年センター 青木委員】

それでは、各機関・団体より取組状況、いじめ問題についてのご意見等をいただければと思います。

【少年センター 青木委員】

資料の4ページになります。相談窓口と悩み相談を少年センターで行っております。

3人の職員とカウンセラーなどで対応しています。小中学校に小さいカードを配布して保護者に伝わるようにしています。相談内容は、いじめよりも性の悩み、友達の事、家庭生活についての悩みが主で、相談者の割合は、中高生が4分の1、保護者が4分の3です。電話を受けて必要であれば面談をしています。ラインによる悩み相談は月曜と木曜の午後5時から10時までの時間帯に東京メンタルヘルスの方に対応して頂いております。内容は所長と担当者だけ見られるようになっていました。内容によっては学校に連絡しています。自分のことを公表するかどうかは選べるようになっていて、公表してくれれば連絡できるシステムになっています。今現在重篤と思われるものはありません。

【市川警察 松嶋委員】

最近ではSNSの案件がほとんどです。オンラインゲームのアイテムが欲しいから裸の画像送ってしまうなどです。性犯罪の被害者になるケースが多いので、ネット安全教室などを通して今年度も引き続き指導していきたいと思っております。高校生になっても、中学時代にいじられた経緯からトラブルになったり、私立の中学に行った生徒とのトラブルがあったりなど、市立の学校を卒業した子供同士のトラブルがあり、出身の学校への問合せをすることがありますので、ご協力よろしくおねがいします。

【行徳警察 鈴木委員】

市川警察と同じで、SNSに関係するトラブルがほとんどです。データの消去や回収をお願いされることがありますが、一度拡散してしまったものの回収は不可能ですので、簡単に送ってはダメです。指導もお願いします。

その他の事例としては学校で自分の子供が無視されて、友達にけられたということで、学校に相談してもうまく取り合ってくれないということで、診断書を持って警察にきた事例があります。なんとかして相手の子にわかってもらいたいという一心だったので、いったん受理をして、学校に報告しました。学校と保護者で改めて話をすると、蹴られたことよりも、学校の日頃生活のことをなんとかして欲しいとのことでした。警察が入ると話が大きくなって、逆に自分の子供がまたいじめられるということを心配していました。結局取り下げることになりましたが、警察と学校をはじめ各関係団体との連携が大事だということを感じた事例になります。

【PTA 富田委員】

普段からあいさつを大切にして顔見知りになるようにしています。見守り隊というものを作って、何かあったら相談できる体制を整え、PTA便りで周知しております。顔をみれば子供の様子がおかしいのはわかるので、親が異変に気付くために普段から会話をしたいことを親に伝えています。

心配なのは子供たちへのネグレクトです。朝ご飯食べていないという子供や、家に帰っても親がいないという子供がたくさんいます。そういう子供たちが非行に走ってしまっていますが、見捨てずに、声をかけるようにしています。何か悪さをしてないか聞いて、情報をもらえるようにしています。なかなか一般の保護者の方には難しいとは思いますが、そういった活動を広め、大事にしていきたいと思っています。保護者同士のトラブルには問題を大きくしないためにも第三者が仲介に入ると良いと思っています。

【民生児童委員 岡本委員】

最近協議会など、集まっただけの活動がほとんどできませんでした。児童委員会も人数に制限があり、なかなかできなかったのですが、私の大柏地区でも各学校に来て頂きたいと思っています。先日、久しぶりに児童委員会を開くことができ、学校の状況や学校からのご意見も聞くことができました。活動が制限されている中ですが、これからもできる限り学校と連携していきたいと思っています。

【こども家庭支援課 西村主幹】

こども家庭支援課では、子育て全般にかかわる相談窓口として相談を受けています。虐待の相談が主で、いじめの相談は数が少ないのですが、担任の先生に相談しているけれどもどうも進まないというような内容の相談があります。担任の先生への相談で解決しないのであれば、管理職へ、そして指導課に相談するよう勧める等、直接対応するよりもつなぐ役割をしております。ご飯を食べていない、夜間放置されているお子さんたちについての心配の連絡や、ヤングケアラーが社会で話題になっているからか、子どもが一人で暮らしているのではないか、面倒見てもらえていないのではないかという相談も増えています。中学卒業後の年長児への支援が充実していないもどかしさも感じています。そのため、早期発見・支援が重要であり、たくさんの人に見守ってもらえる環境を作ることが必要だと思っています。夏休みは心配な期間なので、何かあれば各関係機関と連携し、子ども達が安心して過ごせるよう支援していきたいと思っています。

【指導課 富永委員】

まず、学校以外の場所でいろいろな方々に支えて頂いて子供たちが育っていることについて、感謝申し上げます。指導課からは3点ございます。

1点目は学校のいじめの把握についてです。いじめ認知シートは学校がいじめを認知した段階ですぐに報告をして頂いております。いじめに大きい小さいはないのですが、どんなことですぐにあげて頂くように周知しております。その中で気になることがあれば、学校と直接やり取りをして、確認をしております。

2点目は保護者の対応についてです。保護者の方の中には、①どこに相談していいかわからない②学校の対応について相談したい、③いじめの対応について教育委員会の考えを聞きたいという方がいらっしゃいます。その際、市教育委員会は、いじめの認知シートをもとにお答えしております。

最後に、総合的な対応についてですが、いじめは本人がいじめられたと感じたらいじめとして認知しております。重大事態と考えられる場合は、いじめのガイドラインに基づいて、子供が安全安心に学校生活ができるように、解決に向けて学校とともに対応しております。

【学校地域連携推進課 榎本委員】

富田委員からもありました通り、学校地域連携推進課では学校支援実践講座という取組を行っております。市川よみうりに掲載された記事を紹介しながら、当課の取組についてご説明いたします。

この講座はいじめの未然防止を目的とした市川独自の取組でございます。いじめの専門家が作成したいくつかの架空事例について、5、6人の子供のグループに1名の地域支援者に入っていて話合いをします。地域の方は子供たちにとって「斜めの関係」にあります。縦の関係（保護者や先生）には怒られるかなあという思いがあり思ったことを言えない場合があります。

また、横の関係（友達など）には格好をつけてしまうことがあります。しかし、斜めの関係の地域支援者にはざっくばらんな本音を話すことができます。だからこそ話し合いが活発なものになり、地域の方にしかできない役割だと考えております。家族以外の大人とあまり話したことがなかった子供にとって、自分の考えを話すことができるいい経験になっています。地域の方がほめてくれて、自信になったと感じている子供も多々います。地域の大人の方々は、子供にエネルギーをもらうことができ、子供たちの満足な表情を見ることができて、非常に嬉しく思われています。どちらにとってもメリットが多くあるのがこの学校支援講座になります。この講座は毎年行っておりますので、ご興味のある方は当課まで是非申し込みをお願いします。併せて周知もよろしくお願いいたします。

【少年センター 青木委員】

ありがとうございました。その他、何かございますか。

【担当室 植木主幹】

本日、話し合われた内容については、附属機関のいじめ防止対策委員会の委員に報告いたします。また、小中学校の生徒指導部会等で情報提供し、学校におけるいじめ防止の取組に生かしていこうと思います。

それでは、事務局から連絡があります。本日の会議録がまとまりましたら、委員の皆様へ送付しますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を修正し、市川市のホームページで公開させていただきます。

第2回の会議は、12月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知でお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

【少年センター 青木委員】

以上で、令和4年度第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

令和4年7月15日

市川市いじめ問題対策連絡協議会